**平成２７年（フ）第１０９７号**
大阪市福島区鷺洲３丁目１番１―420号
破産者　佐々木明夫
1　破産債権の届出期間　平成28年１月８日まで
2　一般調査期日　平成28年２月15日午後２時
平成27年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３３２号**
京都府久世郡久御山町佐山北代２番地44
破産者　大槻　逸郎
1　破産債権の届出期間　平成28年１月15日まで
2　一般調査期日　平成28年２月10日午前10時
平成27年11月27日
京都地方裁判所第５民事部破産係

## 債権者集会招集

**平成２６年（フ）第１８４８号**
大阪市西区靱本町２丁目９番11号、旧本店所在地和歌山県有田市箕島51番地
破産者　株式会社エステート（旧商号株式会社トコリ）
1　期日　平成28年２月23日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年11月26日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２８０１号**
大阪市北区天満橋１丁目８番10―2102号、前住所和歌山県有田市箕島134番地１
破産者　田中　利典
1　期日　平成28年２月23日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年11月26日
大阪地方裁判所第６民事部

## 特別清算開始

**平成２７年（ヒ）第２０７２号**
東京都港区南青山１丁目24番３号
清算株式会社　株式会社サンウェルネス
代表清算人　蓮澤　淳之
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２７年（ヒ）第３０３０号**
大阪市西区江戸堀１丁目５番16号肥後橋ＭＩＤビル
清算株式会社　ステラグリーン株式会社
代表清算人　橋本　亜希
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（ヒ）第３号**
奈良市西九条町２丁目５―10
清算株式会社　株式会社ブルーウィングス
代表清算人　琴浦　政則
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
奈良地方裁判所

**平成２７年（ヒ）第１０号**
愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神乙754番地の60
清算株式会社　久万総合開発株式会社
代表清算人　田村　信介
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所民事第１部

**平成２７年（ヒ）第１０４号**
鹿児島市上福元町3213番地９
清算株式会社　株式会社池畑組
代表清算人　赤松　　稔
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

**平成２７年（ヒ）第１５号**
沖縄県糸満市西崎町４丁目10番地の３
清算株式会社　株式会社エヌ・シ・エフ
代表清算人　桃原　　敏
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

## 特別清算終結

**平成２７年（ヒ）第２０５８号**
東京都豊島区駒込１丁目12番12号
清算株式会社　株式会社アイエムシー
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

## 監督命令

**平成２７年（再）第８号**
堺市堺区砂道町２丁４番１号
再生債務者　楠本　雅一
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満４丁目３番25号梅田プラザビル６階　浜田・木村法律事務所　弁護士　浜田　真樹
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成27年11月25日
大阪地方裁判所第６民事部

## 再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

**平成２７年（再）第５１号**
東京都千代田区神田錦町２丁目４番地
再生債務者　イアス株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式1600株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　８の募集株式と引換えにする出資の目的たる財産の給付期間において募集株式の引受人が最初の給付をした日
3　減少する資本金の額　資本金8000万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　８の募集株式と引換えにする出資の目的たる財産の給付期間において募集株式の引受人が最初の給付をした日
5　募集株式の数　普通株式600株
6　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金５万円
7　出資の目的とする金銭以外の財産の内容及び価額
ア　現物出資者　東京都港区芝５丁目13番18号　株式会社クレオソリューション
イ　現物出資の目的財産　株式会社クレオソリューションと再生債務者間の平成27年８月21日付金銭消費貸借契約（平成27年８月24日実行）に基づく株式会社クレオソリューションの再生債務者に対する貸付金債権
ウ　目的財産の価額　3000万円
エ　現物出資者に与える株式数　普通株式600株
8　募集株式と引換えにする財産の給付期間　再生計画認可決定確定の日から３か月
9　増加する資本金の額　3000万円
10　増加する資本準備金の額　０円
平成27年11月19日
東京地方裁判所民事第20部